

市町村と県による協働電子図書館事業 運営規程

(目的)

第1条 本規程は「市町村と県による協働電子図書館事業規約」(以下、「事業規約」という。)に基づき、参加団体及び長野県が協働して実施する電子書籍貸出サービス(以下、「電子図書館サービス」という。)を運営するにあたり、必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 事業規約第2条第2項に規定する基本的な事務の具体的内容及び分担は、別表1のとおりとする。

(費用負担)

- 第3条 事業運営に係る費用は、外部からの収入により充当する額を除き、参加団体及び長野県が別表2のとおり負担するものとする。
- 2 参加団体は前項の費用について、長野県市町村自治振興組合を通じて長野県に支払うものとする。なお、参加時期による日割計算は行わず、年額での支払いとする。
 - 3 別表2中、参加団体の負担で購入するコンテンツ費用の総額は、事業規約第3条に定める運営委員会において協議のうえ、年度ごとに金額を決定する。

(負担に関する協議)

第4条 参加団体から事業規約第4条第3項に係る申し出があった場合は、運営委員会において速やかに対応を協議する。

(事業の運営体制)

- 第5条 事業規約第3条第4項各号に定める事項を除き、事業の運営に係る実務的事項は、総括会議において決定するものとする。
- 2 総括会議のもとに、利用登録部会、選書部会、利用者支援・広報部会及びシステム部会を設置する。
 - 3 総括会議及び部会の庶務は、県立長野図書館においてこれを処理する。
 - 4 本規程に定めるもののほか、運営委員会等の運営に必要な事項については別途定める。

(利用)

- 第6条 運営委員会は、本事業において電子図書館サービスを利用できる者について、利用に関する要綱を別途定める。
- 2 前項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(コンテンツ)

- 第7条 運営委員会は、本事業に必要なコンテンツの選定の詳細について、コンテンツ選書基本方針、コンテンツ選書基準を定める。
- 2 前項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(利用者支援)

第8条 運営委員会は、本事業で必要な利用者支援を行うため、マニュアル等の整備や職員研修を行う。

(広報)

第9条 運営委員会は、本事業を効果的に実施するため、利用促進のための広報活動を行う。

(システム提供者との調整)

第10条 運営委員会は、本事業の円滑な運営及びシステムの維持・発展のため、システムの契約主体となる長野県とシステム提供者間の連絡・調整等を行う際の助言を行う。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正には、運営委員会の議決を要するものとする。

(その他)

第12条 本規程に定めのない事項は、運営委員会において審議し、決定する。

附 則

この規程は令和4年4月28日から施行する。

別表1（第2条関係）

1 参加団体及び長野県が担当する事務

事務	具体的な内容
ID登録及びID管理に関すること	・ 図書館（図書室）窓口等における利用登録、ID・パスワードの交付
	・ 電子申請による利用登録、ID・パスワードの交付
リンク設定に関すること	・ 自団体のホームページへ電子図書館サイトリンクを設定
利用者支援に関すること	・ サイト操作支援、レファレンス等
運営委員会への参画に関すること	・ 事業規約第3条に定める運営委員会への職員の参画 ・ 全体会議は全参加団体の運営委員が参加し、総括会議、部会については任意の参加とする
電子書籍コンテンツの選書に関すること	・ 電子書籍コンテンツの選書
利用促進・広報に関すること	・ 住民の利用を促進するための広報等の活動

2 長野県が担当する事務

事務	具体的な内容
電子図書館システムの構築並びに運用に係る契約、経理に関すること	・ システム調達及びコンテンツ利用に係る契約事務、支出 ・ 市町村負担金、助成金その他収入の収納
電子図書館システム及びサイトの管理に関すること	・ システム全体に関わる管理作業及びシステム提供者との調整 ・ 電子図書館サイトの管理、デザイン変更
参加団体との調整業務に関すること	・ 運営委員会の事務局業務 ・ その他参加団体及び関係団体との連絡・調整

別表2（第3条関係）

費用	基準	負担区分	割合等	備考
コンテンツ費	各年度において参加団体が負担して購入することとした電子書籍コンテンツアクセス権に係る費用	参加団体	均等割 10% 人口割 90%	年度毎の金額は別途定める
	県が負担して購入することとした電子書籍コンテンツアクセス権に係る費用	長野県	100%	
システム利用費	各年度における電子図書館システムの利用料	長野県	100%	
システム設定費	初年度の電子図書館システムの初期設定費用	長野県	100%	
その他費用	上記以外に事業の運営により直接発生した費用	参加団体 長野県	別途協議	